関係 各位

内閣官房内閣情報調査室次長

(公印省略)

行政文書等が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え 方について(通知)

平成 29 年 3 月 29 日付けで衆議院情報監視審査会から衆議院議長宛てに平成 28 年年次報告書が提出され、別添のとおり「行政文書不存在関係」として政府 に対する意見が提出されたところ、行政文書が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方は、下記のとおりですので、関係各部局への周知 方につきよろしく配意願います。

記

1. 特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である(「特定秘密保護法逐条解説」(平成26年12月9日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室)第3条第1項2(3)イ(ア))。特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断する。ここで、例えば、当該情報の入手時期が確定していない時など、将来出現することが確実であると言えない場合には、当該情報をあらかじめ特定秘密として指定することは行わない。ここでいう「確実」とは、通常の語義どおり、確かで間違いのないことであると解し、情報の出現の蓋然性、過去の実績等を総合的に検討して判断する必要がある。

なお、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(以下「運用基準」という)(II-3指定手続(3))「毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第4条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるように記すものと

する。」に従って、特定秘密に当たる情報が出現する前であって、当該情報を あらかじめ特定秘密に指定する場合であっても、その特定秘密指定書の対象 情報の記述において、期間を適切に区切って指定する。

2. 指定された特定秘密に当たる情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに当該特定秘密の指定を解除する。

あらかじめ特定秘密を指定したものの指定された特定秘密に当たる情報が 出現せず指定の有効期間が満了した場合は有効期間を延長しない。

- 3.公文書管理法に基づいて、指定された特定秘密に当たる情報が記録された行政文書の管理を適切に行う。
- 4. 上記の考え方については、今後の運用状況を見て、運用基準の改正時において、運用基準への反映を検討することとする。

本件送付先 特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関の担当局長等

○衆議院情報監視審査会 平成 28 年年次報告書(平成 29 年 3 月 31 日)(抄) 第1 政府に対する意見(調査結果)

- 1 政府に対する意見
- (1) 行政文書不存在関係
 - ① 行政文書が不存在の特定秘密(物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。)については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。
 - ② 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、 その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った 上で特定秘密の指定を行うこと。

また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年1回の定期 点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直 ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不存在のまま有効期間の 更新を行わないこと。

- ③ 特定秘密保護法の逐条解説に基づく、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。
- ④ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。

 $(2) \sim (6)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)